

# 石川県公報

平成23年10月7日

第12431号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

規 則			
石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (警察本部)	1	道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	3
特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	1	公安委員会	
予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (健康推進課)	2	石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	3
大規模小売店舗の廃止の届出の公告 (経営支援課)	2	監査委員	
大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	2	財政的援助団体等監査結果公表	4
		定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	4

## 規 則

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。  
平成二十三年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県警察署設置条例の一部を改正する規則

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例(平成二十一年石川県条例第三十九号)の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。

## 公 告

### 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成23年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日  
平成23年9月27日
- 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 クロスジョブ金沢
- 代表者の氏名  
中山 肇
- 主たる事務所の所在地  
金沢市小立野4丁目10番27号
- 定款に記載された目的

この法人は、一般就労を希望する障がいのある人に対し個々人の特性理解に努め、特性に応じた就業支援活動を行うものである。また、障がい者が働きやすい地域環境作りのための施策提言や必要に応じた協働事業に取り組むことにより、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

## 予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
坪 川 俊 成 池 田 漢 漠 村 本 明 彦 内 山 勝 晴 舟 田 晃	能美郡川北町壱ツ屋195番地 川北温泉クリニック	平成22年3月31日

## 大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を廃止する旨の届出があった。

平成23年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルエー新神田店  
金沢市入江1丁目202番、203-1番、203-3番
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,060平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
平成23年6月12日
- 5 変更する理由  
店舗閉店のため

## 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成23年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アクロスプラザ野々市  
石川県石川郡野々市町中南部土地区画整理事業施行地区内20, 21, 22, 24, 77, 79, 80街区
- 2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
公告日 平成23年5月27日
- 3 市町村の意見の概要  
市町村名 野々市町  
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

## 6 意見の縦覧期間

平成23年10月7日から同年11月7日まで

## 道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成23年10月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字太田ほ236番1、237番1	幅員 6.00m 延長 45.00m	富山県高岡市駅南三丁目10番16号 新生開発株式会社	平成23年9月7日

## 公 安 委 員 会

## 石川県公安委員会告示第105号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

平成23年10月7日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第11(最高速度の指定)大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

180	市道 A 254 号線	加賀市幸町 2 丁目23番地先から 加賀市南郷町104番地 4 先まで	約 500 メートル	毎時 40キロ メートル	終 日	車両(原動機付 自転車及びけん 引を除く。)
-----	-------------	--	---------------	--------------------	-----	------------------------------

別表第11(最高速度の指定)寺井警察署管内の表75、14の項を次のように改める。

75	市道加賀舞子線 ・南中央線	能美市大浜町ム7番地6先から 能美市浜町ワ153番地24先まで	約 1,200 メートル	毎時 40キロ メートル	終 日	車両(原動機付 自転車及びけん 引を除く。)
14	市道浜町道林線	能美市浜町ヲ231番地先から 能美市道林町ホ157番地1先まで	約 970 メートル	毎時 30キロ メートル	終 日	車両(けん引 を除く。)

別表第11(最高速度の指定)七尾警察署管内の表に次のように加える。

185	市道崎山1号線	七尾市中島町瀬嵐チ部150番地2先から 七尾市中島町瀬嵐耕部1番地129先まで	約 1,400 メートル	毎時 40キロ メートル	終 日	車両(原動機付 自転車及びけん 引を除く。)
-----	---------	--	-----------------	--------------------	-----	------------------------------

別表第18(駐車禁止)寺井警察署管内の表13の項を次のように改める。

13	市道加賀舞子線 ・南中央線 ・浜町道林線	能美市大浜町ム7番地6先から 能美市浜町辰ヲ61番地先まで		約 1,850 メートル	終 日	車 両
----	----------------------------	----------------------------------	--	-----------------	-----	-----

別表第18(駐車禁止)松任警察署管内の表に次のように加える。

285	町 道 高橋町17号線	石川郡野々市町高橋町19番1号先から 石川郡野々市町高橋町19番14号先まで		約 90 メートル	終 日	車 両
-----	----------------	---	--	--------------	-----	-----

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢東警察署管内の表64の項を次のように改める。

64	削	除
----	---	---

## 監 査 委 員

### 財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、平成22年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年10月7日

石川県監査委員 藤 井 義 弘  
同 米 光 正 次  
同 安 田 慎 一  
同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
社会福祉法人南陽園	平成23年9月1日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
社会福祉法人篤豊会	"	"
加賀商工会議所	"	"
財団法人石川県林業労働対策基金	平成23年9月2日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
財団法人石川県金沢勤労者プラザ	"	"
財団法人大野からくり記念館	"	"
財団法人石川県臓器移植推進財団	"	"
社会福祉法人奥能登福祉会	平成23年9月5日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
社会福祉法人石川サニーマイト	平成23年9月6日	"
社団法人石川県青果物価格安定資金協会	"	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
石川県農業協同組合中央会	"	"

### 定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事等より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により公表する。

平成23年10月7日

石川県監査委員 藤 井 義 弘  
同 米 光 正 次  
同 安 田 慎 一  
同 織 田 静 代

(別紙)

生流第1957号  
平成23年9月13日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成23年8月30日付け石監査第301号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生しています。</p> <p>公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。</p>	生産流通課	<p>公用車を運転する際は、交通関係法令等を遵守し、安全運転に万全を期するよう改めて全職員に対し周知徹底を図りました。</p>

石 公 委 第 67 号  
平成23年 9 月 8 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

平成23年 8 月30日付け石監査第301号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生しています。</p> <p>交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期すよう厳重に注意してください。</p>	警 察 本 部	<p>職員の交通事故防止対策として</p> <p>該当職員の石川県安全運転研修所を利用した運転技術の再点検と安全運転の意識付け</p> <p>警察自動車運転技能検定制度による合格級位の取消等</p> <p>交通事故防止に関する本部長通達等の発出及び随時監察の実施</p> <p>県下の各種会議等の場を利用した指示・指導の実施</p> <p>部内パソコンのスクリーンセーバー表示による注意喚起等を鋭意推進し、公私を問わず交通事故防止の徹底を期しています。</p>

税 第 1157 号  
平成23年 9 月20日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成23年 8 月30日付け石監査第301号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
<p>不動産取得税の課税事務において、適正を欠くものがありました。</p> <p>今後、このようなことがないよう厳重に注意してください。</p>	税 務 課	<p>今回指摘のあった事項につきましては、今後、このようなことがないように、チェック体制や市町との連携の強化等によって再発を防止し、課税事務に万全を期するよう指導、徹底しました。</p>

